

令和7年度 公共交通システムに係る調査業務 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度 公共交通システムに係る調査業務

2 業務目的

本市では、本市にふさわしい公共交通ネットワークの実現に向け、平成15～16年度に「新しい公共交通システム調査」(以下「過年度調査」という。)を実施した(※)。

本業務は、過年度調査から約20年が経過し、社会経済情勢の変化や技術の進化など、状況が大きく変化していることから、公共交通システムに関し、最新の知見の蓄積等を図ることを目的に、調査を行うものである。

※ 以下ホームページに詳しく掲載(新しい公共交通システム)

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/tokei/trafficpolicy/lrt/index.html>

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日(金)まで

4 委託業務の内容

これまでの新しい公共交通システムに係る本市の取組を踏まえ、本市にふさわしい公共交通ネットワークについて調査を行うこと。

(1) 最新の知見や技術基準等の整理

公共交通システムの最新の知見、技術基準等を整理すること。

(2) 幾何構造等の検討

次に示す新しい公共交通システムの導入に係る事項を検討すること。

- ① 道路及び公共交通システムの幾何構造
- ② ①に伴う道路空間の再編(案)
- ③ 停留所及び関連施設
- ④ 提案された公共交通システムの導入に係る概算事業費

(3) 公共交通システムに係る課題の整理

4(2)で提案された公共交通システムを導入した場合に考えられる課題(周辺道路への交通影響、バス交通需要に与える影響など)を抽出し、整理すること。

(4) 報告書作成

上記の検討結果を取りまとめ、報告書等の成果品を作成する。

(5) 打合せ

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時の計 3 回を行うものとする。

5 納品

(1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和 6 年 3 月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

(2) 成果品は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 1 部及び調査報告書（製本版）1 部を納品する。

(3) 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

6 業務の履行

(1) 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和 7 年 2 月京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>

(2) 業務の実施内容や本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに発注者と協議のうえ決定するものとする。

(3) 本市のほか各機関と十分に調整・連携のうえ、本調査を円滑に実施すること。

7 支払方法

委託業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30 日以内に支払うものとする。

8 その他

(1) 秘密保持義務

本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。

(3) 著作権の取扱い

- ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で利用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。
- ウ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。